

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令等の一部を改正する省令（案）等について

【概要】

平成20年7月
厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課

1. 改正省令等

- ① 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成17年厚生労働省令第117号）

※ 省令において、厚生労働大臣が定める事項（厚生労働省告示）への委任規定を置くことから、新規に下記の告示も制定する。

- ② 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
- ③ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項
- ④ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令附則第二条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項

2. 省令改正の経緯

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）に基づく指定入院医療機関の整備が特に進んでいないことから、病床が不足し、入院医療が必要と決定された者への適切な処遇の確保に支障を来している。
- このため、将来的に病床に不足が生じた場合における臨時応急的な対応に関し、省令改正により、規定を設けることとする。

3. 省令改正の概要

- 厚生労働大臣は、病床不足が生じた場合、以下に掲げる者に対し、指定入院医療機関以外の医療施設（以下「特定医療施設」という。）又は指定入院医療機関の指定に係る病床以外

の病床（以下「特定病床」という。）で、入院による医療を行う措置を実施することができる。ただし、①に掲げる者については、当該措置の実施により、当該特定医療施設又は特定病床における病床に余裕がなくなり、又は余裕がなくなると見込まれる場合には、当該措置を実施できない。

- ① 指定入院医療機関（以下「委託指定入院医療機関」という。）への入院決定を受けた者であって、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医の診察の結果、上記の措置の実施によりその精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を受けることができなくなるおそれがないと認められる者
 - ② 既に指定入院医療機関に入院している者であって、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医の診察の結果、当該者に対する医療の提供の経過及びその症状に照らし、早期に社会復帰することが可能な病状にあり、上記の措置の実施によりその円滑な社会復帰を促進するために必要な医療の提供に支障が生じないと認められる者
- 特定医療施設は、厚生労働大臣の定める基準（①、②）を満たす下記の施設とする。
 - ・ 国又は都道府県が設置する精神科病院
 - ・ 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人が設置する精神科病院
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8に規定する指定病院
 - ・ 指定通院医療機関の指定を受けた病院であって、当該者に対し入院医療による精神障害の医療を行うことができるもの
 - 厚生労働大臣は、この措置を行う際には、地理的条件等を勘案して特定医療施設等を定めるとともに、委託指定入院医療機関等の管理者に対し、特定医療施設の名称等を通知するものとする。また、必要に応じ、対象者を特定医療施設等に移送する義務を負う。
 - この措置を行う場合、委託指定入院医療機関等の管理者は、当該指定入院医療機関の医師等による治療計画の策定、定期的な診察又は病状の評価その他の厚生労働大臣の定める事項（①、③）を実施するとともに、特定医療施設との間で、医療提供に関する契約を締結しなければならない。
 - 契約締結の際は、医療の提供及び処遇に関する事項、委託指定入院医療機関等の策定した治療計画の実施に関する事項、病状急変時に講ずるべき措置に関する事項、費用の算定及び支払に関する事項、契約解除等契約違反時の措置に関する事項その他厚生労働大臣が定める

事項（1. ④）を記載した契約書を作成しなければならない。

- この措置に基づく医療の提供は、3か月を限度とする。ただし、上記②の者についてこの措置を行う場合、必要があれば、3か月を限度として、延長することができる。
- 厚生労働大臣は、いずれかの指定入院医療機関の病床に余裕が生じた場合、速やかに当該指定入院医療機関に移送させなければならない。

4. 告示の内容

（1）1. ②の告示の内容

「厚生労働大臣の定める基準」

- ・ 一般精神科病院に係る診療報酬上の救急病棟急性期治療病棟であること
- ・ 一般精神科病院に係る診療報酬において、精神科作業療法等、入院患者の社会復帰に資する事項を実施していること 等

（2）1. ③の告示の内容

「厚生労働大臣の定める事項」

- ・ 定期的な診察又は病状の評価に関する事項
- ・ 治療計画の見直しに関する事項
- ・ その他必要な事項

（3）1. ④の告示の内容

「厚生労働大臣の定める事項」

- ・ 定期的な診察又は病状の評価のための職員の派遣に関する事項
- ・ 特定医療施設又は特定病床における無断退去防止等に関する事項
- ・ 委託指定入院医療機関等が、無断退去時に講ずべき措置に関する事項
- ・ 医療観察法第九十一条及び第九十四条に規定する事項の実施に関する事項
- ・ その他必要な事項

5. 改正省令の施行日及び関係告示の適用日

公布・告示の日